

◎二十四番（椎根健雄君） 県民連合議員会、椎根健雄です。会派を代表し、質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

国は、ワクチン接種を医療従事者へ優先的に実施し、次いで高齢者、さらに一般の方々へと進め、七月末までに高齢者接種を完了させる方針を掲げております。また、五月には大規模接種会場を設置し、大都市部における接種を加速化させ、六月には企業や大学などの単位で行う職域接種を開始しました。

これらの取組を踏まえ、首相は十月から十一月に希望する全ての国民へのワクチン接種を終わらせるとの意向を示されたところです。一方、県民からは、いつ、どこで接種を受ければよいのか、また職域接種という今までにない取組を初めて行う企業、大学などから不安の声も聞こえております。

そこで、知事は県民の新型コロナウイルスワクチン接種にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、検査体制の強化についてであります。

変異株については、英国で最初に確認されたアルファ株の割合が全国で約八割となり、従来株からほぼ置き換わったとの推定があります。感染性の高さから、重篤な症状、再感染やワクチンの効果などにおいて影響があるほか、インドで最初に確認されたデルタ株など新たな変異株も確認されており、本県においても動向の把握に注意していく必要があります。

そこで、県は新型コロナウイルスの変異株に対する検査体制の強化にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内経済の再生についてであります。

地域経済の担い手である中小企業者は、東日本大震災以降、令和元年東日

本台風や本年二月の福島県沖地震など度重なる災害に直面しました。さらに、感染症の拡大に伴い、多くの企業は国、県及び市町村等の各種支援策を活用しながら、事業の継続や雇用の維持にぎりぎりの努力を続け、大変厳しい経営環境に置かれております。

そこで、県は厳しい経営環境に置かれている地域の中小企業者への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、宿泊事業者への支援についてであります。

感染症の拡大は、県内観光業にも暗い影を落としています。本県経済の維持のため、観光需要の回復は喫緊の課題です。特に旅館、ホテルは、地域の土産物店、観光施設や飲食店をはじめ多くの職種にも影響を及ぼし、早急な支援が必要となっております。また、こうした地域経済に与える影響が大きい宿泊事業者は本県観光の再生を牽引していく役割が期待され、コロナ後を見据えた支援が重要と考えます。

そこで、県は新型感染症の影響を受けている宿泊事業者への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、県産日本酒の振興についてであります。

飲食店の休業、時短要請の影響を受け、県産日本酒の出荷量が減少する大変厳しい状況です。このような中、先月開催された全国新酒鑑評会において、県産日本酒は金賞受賞数八回連続日本一という快挙を達成しました。この結果は、蔵元の皆さんの努力のたまものであり、改めてふくしまの酒の魅力を発信し、販路拡大を図っていくことが重要と考えます。

そこで、県は県産日本酒の振興にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、文化芸術活動の支援についてであります。

県内には、地域で大切に守り受け継いできた伝統文化や芸術文化など、彩

り豊かな文化が育まれてきました。文化は、人と人を結び、元気を与え、地域を活性化させる力があります。

しかし、コロナ禍で多くの文化芸術関係の公演や施設が自粛や休業を余儀なくされるなど大きな影響を受けております。文化芸術活動は、元気や活力を生み出す大切なものです。

そこで、県はコロナ禍における文化芸術活動の支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、大学生の就職活動の支援についてであります。

五月に発表された国の調査によれば、この春卒業した大学生の就職内定率は九六・〇%と高い水準ではあるものの、前年同期より二・〇ポイント低下しており、コロナ禍の影響を受けていると考えられます。昨年相次いだ企業説明会の中止など、急激に変化する就職活動に対応することが難しくなったことも一因であると考えます。

県内外を問わず、オンラインによる面接や説明会が増える中、大学生も環境の変化に適応しつつあると言われておりますが、一方で企業の担当者に直接会って話を聞きたいといった声も多いと聞いております。

そこで、県は新型感染症の影響を受けている大学生の県内への就職活動をどのように支援していくのかお尋ねします。

次に、多核種除去設備等処理水についてであります。

政府は、四月に東京電力福島第一原子力発電所敷地内に設置された貯蔵タンクに保管されている多核種除去設備等処理水、いわゆるALPS処理水を海洋放出する基本方針を決定いたしました。

基本方針決定後も県内外などにおいて、海洋や大気に放出することに反対する意見や陸上保管の継続を求める意見、さらには復興の加速化に向け、ALPS処理水の処分方法を早急に決定することを求める意見など、様々

な見解が示されておりあります。

このような中、ALPS処理水の海洋放出により、さらなる風評が生じるおそれがあることから、処分方法を含め、安易な判断は避けるべきであり、基本方針決定後も関係者をはじめ県民、国民の意見を傾聴し、さらなる丁寧な説明が必要であると考えます。

そこで、多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針について、知事の考えをお尋ねします。

次に、風評・風化対策についてであります。

震災から十年、これまで様々な風評対策が講じられたことにより、本県に対するイメージは着実に回復傾向にあります。しかしながら、政府がALPS処理水を海洋放出する基本方針を決定したことにより、新たな風評が発生するのではないかという不安の声が高まっています。

このような声に対し、県は国に対して万全の風評対策を求めているところですが、国に対策を求めるだけでなく、県としても喫緊に必要な対策を迅速に講じる必要があると考えます。

そこで、風評払拭に向けた取組のさらなる強化について、県の考えをお尋ねします。

次に、令和三年度六月補正予算編成についてであります。

県は、今定例会に新型コロナウイルス感染症対策など喫緊に必要な経費として二百四十億円余りの補正予算を提案しております。感染症は予断を許さない状況が続いており、医療提供体制のさらなる強化が必要であるとともに、経済的に打撃を受けている事業者等への継続的な支援も欠かせません。

また、県内に多大な被害を及ぼした本年二月の福島県沖地震への対応、さらに国における処理水の海洋放出方針決定により懸念される新たな風評へ

の対策など喫緊の課題が山積みしていることから、国からの財源などを活用して積極的に事業を構築し、推進していくことが必要であると考えます。

そこで、六月補正予算編成に当たったの基本的な考え方についてお尋ねします。

次に、新たな総合計画についてであります。

現在県においては、令和四年度からの九年間を計画期間とする新たな総合計画の策定作業が進められております。現在パブリックコメントを実施中ですが、総合計画の実効性を担保するためには、県民をはじめ市町村など様々な主体が県づくりは自分事であるとの機運を醸成し、連携、協働することが不可欠であると考えます。

そこで、新たな総合計画の策定に当たり、県民の県づくりへの関心を高め、自分事として捉えてもらうため、県はどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、復興・創生予算の確保についてであります。

震災から十年、第二期復興・創生期間がスタートしましたが、今もなお多くの県民が避難生活を続けておられるほか、避難地域の復興再生、被災者の生活再建、廃炉、汚染水、処理水対策、風評・風化の問題に加え、令和元年東日本台風や今年二月の福島県沖地震による被害からの復旧、感染症への対応など、困難な課題に直面しています。

令和三年度以降、五年間の復興財源については、本県分として一・一兆円が確保されたところですが、本県が抱える課題に適切に対応していくために、毎年度の確実な予算措置を国に対してしつかり求めていく必要があります。

そこで、県は令和四年度に向けた政府予算対策についてどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、東京オリンピックについてであります。

開会式まで一か月を切り、本県での野球・サッカー競技開催が目前に迫ってきました。そのような中、県内のホストタウンにおいて事前合宿や交流事業を断念する市町村が出てくるなど、感染症の影響を大きく受けております。

コロナ禍で様々な開催要件や環境条件等が刻々と変化し、準備のための時間が限られてきている中、感染症対策に万全を期すことはもとより、都市ボランティアの皆さんの活動など、開催に向けた準備をしっかりと進める必要があると考えます。

そこで、県は東京オリンピックの県内開催に向け、どのように取り組んでいるのかお尋ねします。

次に、県の新しいスローガンについてであります。

東日本大震災から十年が経過し、県も新たなステージを迎えています。これを契機として「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」という新しいスローガンを発表しました。福島のこれまでとこれから、そして今を表現したスローガンであります。ポスターやテレビCMなど目にする機会も増えていますが、県民の皆さんの周知が重要であると考えます。

そこで、県は新しいスローガンの周知に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、再生可能エネルギーの導入拡大についてであります。

県では、原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを理念として、再エネの導入推進を復興に向けた重点プロジェクトとし、取り組んできました。

また、知事は今年二月にカーボンニュートラル宣言を行いました。二〇五〇年の脱炭素化に向け、県の取組モデルを全国に先駆け発信していくこと

が重要であると考えます。

このようなことから、再生可能エネルギー推進ビジョンに掲げた二〇四〇年頃を目途に県内のエネルギー需要量の一〇〇％以上に相当する量のエネルギーを再エネで生み出すという目標は非常に重要であり、目標達成に向け、しっかりと取り組んでいく必要があります。

そこで、県は再生可能エネルギーのさらなる導入拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、福島第二原発の廃炉についてであります。

東京電力は、令和二年五月に福島第二原子力発電所の廃炉工程をまとめた廃止措置計画を原子力規制庁に認可申請を行い、様々な審査を経て本年四月二十八日に認可を受けたところです。また、県と発電所が立地する檜葉町と富岡町においては、東京電力より提出された事前了解願いに対し、先週十六日、計画を了解したところであります。

第二原発の廃炉は、長期間にわたり四基全てを廃炉にするという作業であり、県民の関心が高いだけでなく、放射性物質の漏えいや拡散防止対策など安全な廃炉作業を実現し、安全・安心を確保することが最も優先すべき事項であると考えます。

そこで、県は福島第二原発の廃炉にどのように対応していくのかお尋ねします。

次に、移住促進についてであります。

感染症の影響により、テレワークの急速な普及等、今の仕事を変えずに地方で仕事ができるなど、地方への関心が高まっています。若い世代を中心に地域との関わりを求め方が増えてきており、国の調査においては、関係人口の来訪が多い地域は三大都市圏からの移住も多いとの報告もされています。このため、他県との差別化を図りながら、新たに本県と関わる機

会を創出することにより、関係人口を増加させ、移住へとつなげていくことが重要と考えます。

そこで、県は移住促進に向け、地域とのつながりを持つ関係人口の拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、農林水産業の振興についてであります。

本県の水産業は、東日本大震災と原子力災害により壊滅的な被害を受け、極めて厳しい状況に置かれてきました。そのような中、漁業関係者の皆さんは平成二十四年六月から試験操業をスタートし、着実に操業を拡大してきました。そして、四月からは本格操業に向けた取組を開始しました。

しかし、今般のALPS処理水の処分に関する基本方針の決定を受け、漁業関係者の皆さんからは深刻な影響を懸念する声が多く出されております。本県水産業の復興に向けては、生産に携わる漁業者はもとより、流通加工業者も含めた水産業全体への強力な支援が必要であると考えます。

そこで、知事は水産業の復興にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、園芸振興についてであります。

本年四月、果樹、野菜の園芸品目を中心に大きな被害となる凍霜害が発生し、県は対策を打ち出したところでありますが、先週十四日、十五日には大量のひょうによる作物被害が発生しました。今週の月曜日、県民連合会派では現地調査を行い、被害状況の確認をしたところであります。今後対応を求めてまいります。

本県は、桃、全国二位、キュウリでは夏秋物で全国一位など、屈指の生産を誇っておりますが、先日公表された調査では、園芸部門を主とする農業経営体数が五年前の調査より約二千戸減少するなど、産地を支える担い手が大きく減少しております。本県農業の再生のためには、もうかる農業の

実践が必要であり、所得確保に結びつく園芸品目として、一層のブランド力向上が必要と考えます。

そこで、県は園芸振興にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。次に、有機農業の推進についてであります。

本県の有機農業は、県自らが認証機関となり、農業総合センター等に専任職員を配置する等の取組により全国上位の栽培面積となっておりますが、有機農産物のユーザーが環境問題に敏感なこともあり、原発事故後は需要が激減し、面積が大きく減少してしまいました。

国は、本年五月にみどりの食料システム戦略を策定し、生産から加工、流通、消費に至るサプライチェーン全体について、生産性向上、地域資源活用、化学農薬、化学肥料の低減、生物多様性の保全等について推進していくこととしました。

この戦略の一つに有機農業を位置づけ、二〇五〇年までに全国の耕地面積に占める取組面積の割合を二五％である百万ヘクタールに拡大することを指すとしており、今後の発展が期待されております。

そこで、県は有機農業の推進にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、防災・減災対策についてであります。

令和元年東日本台風が発生してから一年八か月が経過し、災害復旧や河川改修が目に見えて進捗していると感じております。しかしながら、今後も発生が予想される水害に備えるためには、現在実施している河川改修のみならず、流域全体で水害を軽減させる流域治水を推進していくことが重要であります。阿武隈川水系においては、昨年度流域内の関係者が流域治水協議会を立ち上げ、今年の三月に流域治水プロジェクトを策定したと聞いております。

そこで、県は阿武隈川水系流域治水プロジェクトをどのように進めていくのかお尋ねします。

次に、道路のり面の安全確保についてであります。

去る四月十三日、いわき石川線のいわき市遠野町地内において、のり面崩落により一時全面通行止めが発生、また翌日十四日には国道百十三号の新地町駒ヶ嶺地内においても大規模なりのり面崩落が発生し、現在も全面通行止めとなっております。

これらの崩落は、老朽化したモルタル吹きつけが崩れたものであり、地震や異常気象が頻発する昨今の状況を踏まえると、道路のり面の安全確保を早期に講じるべきであり、また未然に防ぐための点検が重要であると考えます。

そこで、県は国道百十三号新地町駒ヶ嶺地内等ののり面崩落を踏まえ、道路のり面の安全確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、地域福祉の推進についてであります。

県では、今年三月に福島県地域福祉支援計画を見直し、新たな計画をスタートさせました。基本理念として、県民一人ひとりがともにつながり支え合って、いきいき暮らせる地域共生社会の実現が掲げられております。

一方、市町村の地域福祉計画の策定は、平成三十年四月の社会福祉法の改正により任意とされていたものが努力義務となりましたが、県内市町村における計画策定率は五割程度にとどまっています。人口減少、少子高齢化が進行する今後の社会を見据え、市町村が地域福祉を推進していく上で重要な計画であると考えます。

そこで、県は新たな地域福祉支援計画に基づき、市町村の計画策定をどのように支援していくのかお尋ねします。

次に、生活困窮者への支援についてであります。

厚生労働省のまとめによると、離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に家賃相当額を支給する住居確保給付金の全国新規支給決定件数が令和二年度の速報値で十三万四千九百七十六件に上り、元年度の三千九百七十二件から三十四倍に増えました。

本県でも、令和二年の速報値で七百五十三件に上り、元年度の三十四件と比較し二十二倍の増加となっており、感染症の影響により生活に困窮する方が増えていることがうかがえます。そのため、感染症の影響を受け、失業や著しい所得減少により生活維持が困難な県民に対して、市町村、関係機関と連携して支援策を講じていくことが重要と考えます。

そこで、県は生活に困窮している方への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、子供への支援についてであります。

本来大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行っている子供はヤングケアラーと呼ばれ、一定数存在することが報道されております。国の調査によると、世話をしている家族がいると回答した割合は中学二年生で五・七％、高校二年生で四・一％であり、生活や学業、将来の進路選択への影響などが懸念されます。

核家族化など様々な要因や家庭内の問題であるため、表面化しにくい側面もあります。関係機関が連携しながら早期発見と支援につなげていくことが重要であると考えます。

そこで、県は家族の介護等を担う子供、いわゆるヤングケアラーへの支援に向けて、どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、（仮称）こころの医療センターについてであります。

県立矢吹病院では、ひきこもりや不登校などの子供を対象に児童思春期外来を開設し、相談があった段階から支援を開始するふくしまモデルを展開

しており、県南地区に限らず、県内各地から多くの患者が受診しております。また、従来からの精神科医療においても、退院患者を対象とする精神科デイケアや訪問看護、さらにはひきこもりなどの潜在的な精神障がい者に対するアウトリーチといった訪問支援などの取組が進められております。このような状況の中、県では令和四年度中の開院を目指して（仮称）こちらの医療センター新築工事に着手したところであり、さらなる医療機能の充実が期待されます。

そこで、県は（仮称）こころの医療センターにおける医療機能の充実にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、教育行政についてであります。

県教育委員会は、先月安積高校に設置される中高一貫教育校の整備に関する基本計画を公表しました。開校は令和七年度としており、現在の小学校三年生が初めての生徒となりますが、進学校である安積高校に設置されるということ注目が集まっています。

そこで、県教育委員会は安積高等学校に設置する中高一貫教育校においてどのような教育に取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、特別支援教育の充実についてであります。

障がい者や様々な課題を抱えた生徒が社会へ参加、貢献していくことができる共生社会の実現へ向け、その考え方を浸透させ、インクルーシブ教育を普及していく必要があります。

小中学校において特別支援学級等で学び、高等学校に入学した生徒や、発達障がいなどのある生徒がコミュニケーションがうまくいかずに人間関係を構築できなかったり、学習についていけないことで学校生活を断念してしまうことのないよう、高等学校においても適切な支援をし、社会で活躍できる人材の育成をすべきと考えます。

そこで、県教育委員会は発達障がいなどのある高校生の学校生活をどのように支援していくのかお尋ねします。

次に、少子化における部活動の充実についてであります。

中学校の部活動においては、部員数が少なく、複数校で練習や試合に参加する合同チームを結成している学校があり、全国で千七百七十五チームであることが昨年度の調査で明らかになっております。県においても、中体連全体で三十二校が十六の合同チームを結成しており、今後増える傾向が続くと見られ、部活動の維持が難しくなっております。

部活動を持続可能なものにするには、生徒のニーズに応じて、運動、スポーツを行うことができるよう、運動部活動の在り方に関し、改革に取り組む必要があると考えます。国においても、中学校の部活動の運営主体を地域の民間団体に移すなど、議論が進められているところです。

そこで、県教育委員会は、少子化が進む中、公立中学校における部活動を継続させるため、どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

最後に、なりすまし詐欺の被害防止対策についてであります。  
なりすまし詐欺の被害を受け、お金をだまし取られたという残念なニュースを度々目にします。県警察には、犯人グループの検挙はもとより、同じような手口が多いことから、高齢者をはじめとした方々に対し周知徹底を図るなどの犯罪の未然防止対策を講じることが求められます。

そこで、県警察におけるなりすまし詐欺の被害防止対策についてお尋ねします。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。ありがとうございました。（拍手）

◎議長（太田光秋君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）椎根議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種についてであります。

五月の新型コロナウイルスの感染状況は、変異株やクラスターの影響もあり、病床使用率が九〇・六％になるなど、医療提供体制が危機的な状況になりました。

現在は、県独自の非常事態宣言などの効果もあり、国の分科会が示す指標の全てで改善が見られますが、依然として連日新規感染者が確認されており、感染の再拡大防止が求められております。

こうした中、ワクチン接種は発症を予防するとともに、重症化リスクの低減が期待されるなど、県民の皆さんの生活と経済活動を両立させるための有効な切り札として最も重要であります。

このため、医療従事者などへの迅速な接種を進めてきており、六月中には終了の見込みとなっているほか、市町村の接種については、要望や課題を丁寧に聞き取り、医療従事者の確保が困難な市町村に対して、県立医科大学と連携をした医師の派遣や接種会場としての県有施設の確保などの各種支援に努めた結果、全ての市町村から高齢者接種が七月末までに終了する見込みと伺っております。

また、職域接種については、市町村の負担を軽減しつつ、住民接種の加速につながることから、企業や大学など団体からの相談に丁寧に対応し、導入を支援してまいります。

引き続き、市町村や関係機関と連携の下、希望する県民の皆さんのワクチン接種が円滑に進むよう、全力で取り組んでまいります。

次に、多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針につきましては、県内外において海洋放出に反対する意見や新たな風評への懸念など数多くの意見が示されており、これまで県民が積み重ねてきた復興や風評払拭の

成果が水泡に帰すことが懸念されています。

このため、私は経済産業大臣に対し、本県が置かれている厳しい状況をしっかりと受け止めるよう求めるとともに、国が示した基本方針について、関係者に対する説明と理解、浄化処理の確実な実施、正確な情報発信、万全な風評対策と将来に向けた事業者支援、処理技術の継続的な検討の五つの項目について申し入れてまいりました。

また、東京電力の相次ぐ不祥事やトラブルに多くの県民が不安を感じていることから、県民目線に立った抜本的な改革がなされるよう、国から強く指導するよう求めてまいりました。

あわせて、新しく設置された関係閣僚等会議に出席をし、意見を述べるとともに、内閣総理大臣と直接面談し、処理水の問題は福島県だけの問題ではなく、日本全体の問題として進めていかなければならないことを訴え、総理からは責任と覚悟を持ってしっかりと臨んでいくとの決意が示されたところであります。

引き続き、国に対し、関係者への丁寧な説明と具体的な風評対策の早期提示等に取り組むとともに、国が前面に立ち、政府一丸となって万全な対策を講じるよう求めてまいります。

次に、水産業の復興についてであります。

震災と原発事故により壊滅的な被害を受けた本県水産業は、関係者の皆さんの懸命な御努力により、漁船の数は震災前の約七割まで回復し、産地市場での取引が順次再開するなど生産環境が整ったことから、本年四月に本格操業に向けた新たな段階へと大きく踏み出しました。

今が最も重要な局面であり、その歩みを確実なものとするため、県としては、生産から流通、消費に至る総合的な対策として、少ない労力で高い収益を確保するふくしま型漁業をさらに推進するとともに、増産に対応でき

る流通関連施設の整備や、県外向け共同出荷など販路拡大に対し支援を  
するほか、新たな取組として、県産水産物の購買意欲の向上につながるメ  
ディアと連携した本県漁業の魅力の全国への発信など、多核種除去設備等  
処理水の処分方針の決定を踏まえ、風評払拭に向けた取組を強化すること  
いたしました。

さらに、去る六月八日、私自身が国に対し、増産に取り組む漁業者への手  
厚い支援により、揺るぎない生産体制をつくること、消費者の理解促進や  
仲買業者への支援により、県産水産物を適正な価格で売り切ること、資源  
管理の高度化や栽培漁業の推進などにより、豊かな漁場を守り育てること、  
この三点について、国が前面に立ち、責任を持って対策を講じるよう強く  
求めてきたところであります。

今後増産されていく県産水産物が高い評価を受けてきた常磐ものとして全  
量適正な価格で取引され、漁業者をはじめ水産業に携わる皆さんが将来に  
わたって安心して事業を営むことができるよう、水産業の復興に力を尽く  
してまいります。

そのほかの御質問につきましては、副知事等から答弁をさせますので、御  
了承願います。

(副知事鈴木正晃君登壇)

◎副知事(鈴木正晃君)お答えいたします。

風評払拭に向けた取組につきましては、多核種除去設備等処理水の処分方  
針決定に伴う新たな風評を懸念する声が出ていることから、国に対し万全  
な対策を求めるとともに、県としてもさらなる対応が必要と考えておりま  
す。

このため、六月補正予算において、既存事業との相乗効果を図りながら、  
新たにターゲットを意識した伝わる情報発信や、農林水産、観光業等の生

産及び事業基盤の強化、共感と共創の輪を広げる取組や人材育成のための経費を計上いたしました。

これらの取組により、国内だけではなく、国外の方々にも福島の復興の取組へ理解を深め、共感していただくとともに、本県の魅力の一層の向上を通じて風評の払拭が図られるよう、対策の強化に取り組んでまいります。

（総務部長戸田光昭君登壇）

◎総務部長（戸田光昭君）お答えいたします。

六月補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ真に緊急に措置すべき経費について、国の交付金を最大限活用して予算を編成したところであります。

具体的には、医療機関の設備整備への補助などによる感染症の拡大防止と中小企業等の資金繰り支援や県民限定の宿泊割引などによる社会経済活動の維持回復のほか、本県沖地震により被害を受けた県立学校や港湾などの早期復旧、さらには多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針の決定により懸念される風評への喫緊の対策などに要する経費を計上しました。

引き続き、県民生活の安全・安心の確保と一日も早い復興・創生の実現に向け、適時適切な補正予算の編成に努めてまいります。

次に、新しいスローガンにつきましては、「はじめる」から「かなえる」へという理念と、一人一人の力を重ね、共に一つずつしっかりと形にし続けていくという思いが込められており、ポスターや多くの県民に参加いただいた動画などを各種広報媒体や様々な手段を活用して発信しているところであります。

また、新しいスローガンを広く県内外から発信していただく広報隊には既に約一万七千名もの御応募をいただいたところであり、今後ともこうした多くの方々のお借りしながら、さらなる周知に取り組み、福島の新た

な思いや今を広く伝えてまいります。

（危機管理部長大島幸一君登壇）

◎危機管理部長（大島幸一君）お答えいたします。

福島第二原発の廃炉につきましては、東京電力の廃止措置計画の事前了解願いに対し、今月十六日、知事から東京電力社長に対し、県として意見を付して了解する旨を回答いたしました。

附帯意見では、住民の安全確保及び周辺環境への影響防止をはじめ、安全確保技術検討会が取りまとめた九項目の要求事項の実行、安全に対する意識や法令遵守の理念を共有する安全文化の醸成及び復興に向けた地域との連携推進を求めたところであります。

今後廃炉の取組が進められることから、県の要求事項が確実に実行され、廃炉が安全かつ着実に進められるよう、廃炉安全監視協議会等を通じてしっかりと監視してまいります。

（企画調整部長橘 清司君登壇）

◎企画調整部長（橘 清司君）お答えいたします。

新たな総合計画につきましては、計画の策定過程に多くの県民が関わり、県づくりについて考え、自分の意見をまとめ、話し合う機会を持つことが重要であり、その結果多くの県民の関心を高め、自分事として捉えていただく機運の醸成につながるのではないかと考えております。

こうした問題意識から、今般総合計画の策定プロセスで初めて小学生から大学生を対象とした対話型ワークショップに取り組み、計百七十六名の参加を得たものであります。

現在実施中のパブリックコメントにおいても、関係機関や県外避難者への周知に努めるなど、多くの県民に計画を知っていただき、県民に身近な計画となるよう取り組んでまいります。

次に、令和四年度に向けた政府予算対策につきましては、本県の復興・創生の取組を切れ目なく着実に推進するため、今月八日、知事が関係大臣等と直接対面し、多核種除去設備等処理水の処分に係る責任ある対応、帰還困難区域の復興再生、国際教育研究拠点の実現、さらには新型コロナウイルス感染症への対応など四十四項目を強く要請するとともに、各部署長においても積極的に国との協議を重ねているところであります。

今後も八月末の概算要求、そして年末の政府予算案の決定に向け、あらゆる機会を捉えて本県の実情を丁寧に訴え、必要な予算が確実に反映されるよう、粘り強く取り組んでまいります。

次に、再生可能エネルギーの導入拡大につきましては、福島県二〇五〇年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、脱炭素社会の実現を目指すとともに、災害時にもエネルギーを供給できる自立分散型のシステムの構築が必要であるため、今年度から自家消費型の設備導入について補助制度の拡充を図ったほか、住宅用蓄電池の導入や市町村が実施する住民向けの普及啓発活動の支援を継続して行っているところであります。

さらに、新たな推進施策として、再エネ導入量の中間目標の引上げや水素エネルギーの活用等の検討を進めており、福島県再生可能エネルギー推進ビジョンの今年度中の改定を視野に入れながら、今後も再生可能エネルギーの一層の導入拡大に積極的に取り組んでまいります。

次に、関係人口につきましては、地域の担い手不足解消や将来の移住につながるものと期待されており、その拡大を図ることは極めて重要であります。

このため、首都圏の副業人材の呼び込みやテレワーク体験の支援などの取組に加えて、今年度新たに首都圏等の若い世代が福島とつながるきっかけづくりとして、地域の課題解決に向けたアイデアを出し合い、その実現を

目指して地域住民と共に活動するふくしま夢実現クエスト事業を実施することとしており、参加者自身がそのプロセスから気づきを得て、福島でのさらなる活動にチャレンジしていただくなど、地域との継続的なつながりの構築により、関係人口の一層の拡大を図ってまいります。

（保健福祉部長伊藤 剛君登壇）

◎保健福祉部長（伊藤 剛君）お答えいたします。

新型コロナウイルスの変異株に対する検査体制の強化につきましては、警戒すべき新たな変異株の発生动向を適時捉えることができるよう、県衛生研究所においてスクリーニング検査を実施するとともに、これまで国立感染症研究所に依頼していたゲノム解析も新たに開始し、変異株の種別の特定を可能としたところであります。

引き続き、変異株の発生状況を注視しながら検査体制の強化に努めるとともに、感染対策の徹底を呼びかけ、感染拡大防止を図ってまいります。

次に、市町村の地域福祉計画につきましては、地域住民に身近な行政主体である市町村が介護と育児のダブルケアなど複合化した生活課題の解決に向けた包括的な支援体制を構築する上で必要な計画であると考えております。

県といたしましては、計画未策定の市町村に対し、職員向け研修会の開催等、これまでの対応に加え、今年度は計画検討の段階から地域福祉に精通したアドバイザーを派遣し、地域の実情や課題を踏まえた専門的な助言を行い、計画策定が円滑に進むよう積極的に支援してまいります。

次に、生活に困窮している方への支援につきましては、社会福祉協議会と連携し、収入の減少により生計の維持が困難となった世帯に無利子、無担保で貸し付ける特例貸付や、家賃を払えず住まいを失うおそれのある方への住居確保給付金の支給、加えて県と市が設置する自立相談支援機関にお

いて一人一人の状況に応じた生活再建のプランを策定するなど、きめ細かに対応しております。

さらに、特例貸付け等の受付期間の延長と生活困窮者が就労等により自立していくための新しい支援が開始されることから、制度の周知を図り、必要な方に確実に支援が届くよう取り組んでまいります。

（商工労働部長安齋浩記君登壇）

◎商工労働部長（安齋浩記君）お答えいたします。

地域の中小企業者への支援につきましては、県制度資金により事業者の資金需要に応えるとともに、商工団体を通じた経営改善や事業承継など、個々の事業者の経営課題に応じた伴走支援に取り組んでまいりました。

中小企業者は、依然として厳しい経営環境に置かれていることから、県の特別資金による金融支援や商工団体等を通じた専門家の派遣に加え、オールふくしま経営支援協議会における具体的な経営改善方針の提示など、引き続き地域の中小企業者の実情に応じたきめ細かな支援に取り組んでまいります。

次に、大学生の県内への就職活動に対する支援につきましては、今月四日間にわたって全国どこからでも参加可能なオンラインによる合同企業説明会を県内企業約四十社の参加を得て実施し、説明会終了後もその様子を動画配信するほか、企業と直接会って話がしたいという学生のニーズに応えるため、八月に郡山市において対面式の説明会を開催することとしております。

また、東京や県内七か所に設置した就職相談窓口における県内企業の情報提供や就職対策の助言など、きめ細かな支援を行うとともに、福島労働局等の関係機関と連携しながら、引き続き大学生の県内就職を支援してまいります。

(農林水産部長小柴宏幸君登壇)

◎農林水産部長(小柴宏幸君)お答えいたします。

園芸振興につきましては、本県農業の成長産業化を推進するため、桃やキウリ、リンドウなど、地域農業を牽引する十品目に重点化し、令和七年度までに産出額一割以上の増加を目指す園芸振興プロジェクトを策定したところです。

今年度からプロジェクトに基づき、生産力の強化に向け、新規就農者等の技術習得を支援する体制の整備、果樹の園地を継承する仕組みづくり、野菜や花卉の施設化、スマート農業の導入による経営の大規模化を進めるとともに、競争力の強化に向け、品種構成の改善による長期安定出荷、県オリジナル品種の活用によるブランド力の向上などを着実に推進し、持続的に発展する揺るぎない産地づくりに取り組んでまいります。

次に、有機農業の推進につきましては、本県が取り組む環境と共生する農業の重要な柱として、これまで専任の農業普及員による技術指導のほか、有機JAS認証の取得経費や除草機等の必要な機械整備への支援に加え、有機農産物の魅力を消費者に直接伝えるマルシェや、飲食店、米穀店を対象とした商談会の開催等により、生産から消費に至る総合的な対策を講じてまいりました。

今年度は、新たに担い手の確保・育成に向け、県内の有機農業に取り組む生産者と連携した就農希望者の受入れ態勢の整備や除草等の技術研修会を実施するなど、環境に配慮した有機農業を着実に推進してまいります。

(土木部長猪股慶藏君登壇)

◎土木部長(猪股慶藏君)お答えいたします。

阿武隈川水系流域治水プロジェクトにつきましては、国や市町村とともに流域全体で実施する対策と実行に向けたロードマップを本年三月に策定

したところであります。

今後は、プロジェクトに基づき、河川管理者間の緊密な連携の下、本川と支川を併せた河川整備を速やかに進めるとともに、効果的に浸水被害の軽減を図るため、水田等を活用した流出抑制対策や洪水と内水の浸水想定区域等を重ね合わせたハザードマップの作成など、流域治水協議会においてそれぞれの対策の実施状況等を共有しながら、流域内の関係機関が一体となり、実効性の高い流域治水にしっかりと取り組んでまいります。

次に、道路のり面の安全確保につきましては、日常の道路パトロールや定期的な点検を踏まえ、優先度が高い箇所から対策工事を実施しております。今年二月の福島県沖地震の後の短い期間の中で、国道百十三号等においてのり面の大規模な崩落が発生したことから、揺れの強かった地域を対象に緊急点検を実施したところであります。

今後は、緊急点検の結果に基づき、必要な調査や対策を速やかに進めるとともに、定期的な点検を踏まえ、県内全域を対象に実施することとしているのり面対策工事について、国土強靱化五か年加速化対策等を活用し、前倒しで着手するなど、安全で安心な道路交通の確保に取り組んでまいります。

（文化スポーツ局長小笠原敦子君登壇）

◎文化スポーツ局長（小笠原敦子君）お答えいたします。

文化芸術活動の支援につきましては、活動団体に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の周知を図るとともに、体温計やアルコール消毒液の購入など、その対策に必要な経費の助成を行いました。

また、ウェブやDVDを活用し、民俗芸能を記録した映像を広く発信したほか、県芸術祭や声楽アンサンブルコンテスト全国大会においてライブ配信を行うなど、デジタル技術を取り入れながら、成果発表の場及び鑑賞す

る機会の確保に努めているところであります。

今後とも、感染拡大防止を図りながら、文化芸術活動が実施できるよう支援してまいります。

次に、東京オリンピックの県内開催につきましては、本県ゆかりのオリンピック等によるメッセージ動画の配信や、県内の高校生が育てた草花による五輪マークの花壇の設置、都市ボランティアを対象とした研修、市町村によるホストタウン交流に対する支援などの取組を新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえながら進めてまいりました。

今後とも、間近に迫った県内での競技開催が円滑に実施されるよう、関係機関と緊密に連携し、感染症対策や暑さ対策など安全・安心の確保を最優先に準備を進めてまいります。

（こども未来局長佐々木秀三君登壇）

◎こども未来局長（佐々木秀三君）お答えいたします。

家族の介護等を担う子供、いわゆるヤングケアラーへの支援につきましては、学校における相談をはじめ市町村の要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関が連携して支援に当たるほか、子供自らが大人に相談する力をも身につける教育プログラムを広く実施しております。

さらに、教育庁等と連携し、子供と接する機会の多い教職員に対し、家族の介護等を担う子供の実態と早期支援の必要性への理解を促す取組も進めているところであります。

引き続き、関係部局や市町村等と緊密に連携を図りながら、課題を抱える子供を早期に把握し、適切な支援につなげるよう取り組んでまいります。

（観光交流局長國分 守君登壇）

◎観光交流局長（國分 守君）お答えいたします。

宿泊事業者への支援につきましては、即効性のある取組が極めて重要であ

ります。

このため、事業者がこれまで感染症対策に要した経費などを助成する取組を今週から開始したところであります。

また、昨年度実施した県民割を拡充し、県民割プラスとして新たに実施いたします。

あわせて、健康志向の高まりに対応した発酵ツーリズムや、浜通り地域の観光素材を磨き上げ、誘客につなげるブルーツーリズムなど、地域の魅力を高める取組を推進し、コロナ後を見据えた中長期的な観光事業の回復拡大を図ることで宿泊事業者を支えてまいります。

次に、県産日本酒の振興につきましては、コロナ禍により出荷量が減少しているふくしまの酒の販路拡大や魅力発信に向けた取組が重要であると考えております。

このため、今年度から新たに開始したふくしまの酒応援店制度によるクーポン券の発行やデジタルマップの作成を通じて県内酒販店への来店を促し、県産日本酒の購入につなげるほか、インターネット通信販売の送料支援やその特徴や楽しみ方を紹介するウェブサイトのリニューアル等を行い、魅力発信を強化することなどにより、県産日本酒のさらなる振興に取り組んでまいります。

（病院局長安達和久君登壇）

◎病院局長（安達和久君）お答えいたします。

こころの医療センターにつきましては、児童思春期医療のさらなる充実に向け、子供専用の病床を二十床新設するとともに、人を傷つけるなどの重大な他害行為を行った患者の社会復帰を支援するため、県内初となる医療観察法病床を六床整備する予定であります。

また、地域とつながる明るく開放的な病院を目指し、地元住民等の意見を

参考に新しい名称を決定するとともに、医師をはじめとする専門職の確保に努めながら、他県の先行する病院での実地研修等により職員のスキルアップを図るなど、先進的な精神科医療を提供できるよう、開院に向け、ハードとソフトの両面から充実を図ってまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

安積高校に設置する中高一貫教育校につきましては、進学面で高い志を持つ生徒の進路実現に対応し、国内外のトップリーダーとなる人材を育成することを使命として、新たな時代を見据えた魅力ある教育活動を推進することとしております。

このため、中高六年間を見通した系統的な指導を行うとともに、各教科での学習を実社会での課題の発見や解決に生かしていくための哲学や芸術なども取り入れた教科横断的な学習プログラムを展開し、本質を見抜き、考える力や新たな価値を生み出す創造力等を育む教育に取り組んでまいりる考えであります。

次に、発達障がいなどがある高校生の学校生活の支援につきましては、学習や生活上の困難に生徒自身が主体的に向き合い、克服できるよう支援していくことが重要であると考えております。

このため、勿来高校では平成三十年度から校内での通級指導を行ってまいりましたが、新たに本宮高校においても今年の九月から通級による指導を開始することいたしました。

通常の対面指導はもとより、オンラインによる専門家からの指導や、話を聞くよりも視覚に訴えたほうが内容を理解しやすい生徒には、パソコン画面に情報を表示するなど、ICTも活用して個に応じた支援を展開してまいります。

今後は、二校の成果を県内で共有し、各校における支援の充実を図ってまいります。

次に、少子化が進む中での公立中学校の部活動の持続につきましては、生徒の活動機会を確保する環境づくりが重要であります。

このため、今年度から初めて会津若松市をモデル地域として、地域の指導者の下、剣道競技を対象に六校の中学校の生徒が合同で休日に活動を行うなど、学校と地域が協力しながら、それぞれの責務や役割を明確にするため、指導体制の在り方について調査研究しているところであります。

今後もモデル地域の研究で得た成果や課題を検証しながら、少子化が進む中で部活動を持続できるよう努めてまいります。

(警察本部長和田 薫君登壇)

◎警察本部長(和田 薫君)お答えいたします。

なりすまし詐欺の被害防止対策につきましては、本年は昨年と比べて発生件数、被害額とも減少しているものの、依然として高齢者を中心に被害が発生していることから、新聞、テレビ、ラジオ等の各種メディアを通じた広報啓発活動や街頭キャンペーン、金融機関における水際対策、高齢者の集い等における講話など、関係機関、団体と連携した対策を強化しております。

また、従来から取り組んでおります警告機能つき電話録音装置の無償貸出しに加え、本年四月からPOLICEメールふくしまの運用を開始し、詐欺に関する情報を迅速かつ広範囲に伝達できるよう努めております。

県警察では、引き続き高齢者の方々をはじめとする県民の被害防止に向けた諸対策を強力に推進してまいります。